

地方独立行政法人広島県立病院機構物品調達及び委託・役務業務に関する取引停止取扱要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人広島県立病院機構(以下「法人」という。)において、物品調達及び委託・役務業務に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の相手方(以下「業者」という。)に対する取引停止の措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ア 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

イ 契約責任者 地方独立行政法人広島県立病院機構契約規程(令和7年法人規程第47号。以下「契約規程」という。)第4条に定める「契約責任者」をいう。

3 取引停止

理事長は、業者が別表第1各号の措置要件のいずれかに該当するときは、その業者を取引停止するものとする。

4 参加の制限の対象

取引停止の対象となるのは、業者による次の契約に係るものとする。

ア 物品の調達(購入、修繕、借受け、売払い及び交換)

イ 委託・役務業務(建設工事執行規則(平成8年広島県規則第39号)第2条に定める建設工事、広島県が制定する測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱(平成11年4月1日制定)第2条に定める業務及び物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換を除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。)

5 一般競争入札への参加制限

- (1) 契約責任者は、物品調達及び委託・役務業務の一般競争入札を行うときは、当該入札の公告日から入札日までの間のいずれの日においても取引停止を受けていないことを当該入札に参加するための要件としなければならない。
- (2) 入札前において、現に当該入札に参加する資格があると確認している業者を理事長が取引停止したときは、当該業者に係る当該入札に参加する資格の確認を取り消すものとする。

6 指名競争入札への参加の制限

契約責任者は、物品調達及び委託・役務業務の指名競争入札において、取引停止の期間中の業者を指名してはならない。入札前において、現に指名している業者を理事長が取引停止したときは、当該業者の指名を取り消すものとする

7 随意契約の相手方の制限

契約責任者は、取引停止の期間中の者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約

を履行できると認められる者が1者のみで、その者と直ちに契約を締結する必要がある場合等これにより難い場合については、この限りでない。

8 取引停止の期間

- (1) 取引停止(別表第1第18号の措置要件に係るものを除く。)の期間は、別表第1各号(別表第1第18号を除く。)及び別表第2各号の規定に従って、36か月以内の範囲で理事長が定める。
- (2) 取引停止期間の始期は、その取引停止を決定した日以降の日とする。

9 再委託業者等に関する取引停止

- (1) 理事長は、第2項の規定により取引停止をする場合において、その取引停止の事由について責めを負うべき業者である再委託業者又は下請負人があることが明らかになったときは、受注者である委託業者又は元請負人の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該再委託業者又は下請負人もあわせて取引停止するものとする。
- (2) 理事長は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年11月25日法律第185号)で掲げる中小企業団体について取引停止するときは、その原因となる行為を行った中小企業団体の組合員もあわせて取引停止するものとする。

10 取引停止の解除

理事長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、その業者の取引停止を解除するものとする。

11 取引停止に該当する業者の発生等の報告

- (1) 契約責任者は、業者が別表第1各号の措置要件の一又は二以上に該当すると認めたときは、様式第1号により、遅滞なく、理事長に報告するものとする。
- (2) 理事長は、その取引停止に関し必要があると認めた時は、契約責任者に対し、当該業者へ事情聴取等をさせることができるものとする。

12 取引停止の通知

- (1) 理事長は、取引停止をしたときは、遅滞なく当該業者に対して別記様式第2号により、契約責任者に対して別記様式第3号により、その旨を通知するものとする。
- (2) 契約責任者は、前号の通知をする場合において、その取引停止の理由が法人との契約に係るものであるときは、必要に応じ当該業者から、改善措置の報告を徴するものとする。
- (3) 理事長は、取引停止を行わなかった場合において、必要に応じ当該業者に対して、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

13 再委託等の禁止

契約責任者は、物品調達及び委託・役務業務の契約に関し、取引停止の期間中の者が再委託又は下請けすることを承認してはならない。

14 取引停止の継承

取引停止の期間中に当該取引停止措置を受けた業者が第三者の業者等と会社合併した場合又は営業譲渡等により第三者の業者等に営業が受け継がれた場合は、当該取引停止措置を受けた業者に係る取引停止の期間及び第4項、第5項、第6項の規定は、営業を受け継いだ第三者の業者等に継承させるものとする。

15 取引停止期間の繰越適用

- (1) 取引停止の期間が、当該入札参加資格の有効期間を超え、当事者が次回の入札参加資格の認定も受けたときは、当該超える期間を次回以降に引き続き適用するものとする。
- (2) 当該入札参加資格となる前に行った行為が、別表1各号の措置要件のいずれかに該当したと認められるときは、判明した時点で取引停止するものとする。

16 その他

この要領に定めるもののほか、取引停止の措置等に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。